

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

■改定の方向性

- [1]姫路城周辺エリアを設定する。
- [2]重点的に景観形成を図る区域の記載を検討する。
- [3]行為の制限に関する事項を検討する。
- [4]眺望景観の保全・向上に関する記載を検討する。

専門部会で
集中的に
審議する項目

- [5]屋外広告物に関する記載を充実させる。
- [6]景観重要公共施設の整備に関する事項の記載を検討する。

専門部会で
方向性を
検討する項目

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

■都市景観形成基本計画 目次 改定案

序章 都市景観形成基本計画の目的と構成

- 1 都市景観形成基本計画改定の背景と求められる視点
- 2 目的と役割
- 3 構成と内容

第1章 景観形成の目標と方針

- 1 基本的な考え方
- 2 基本目標
- 3 基本方針

第2章 景観形成計画

- 1 景観構造と景観類型
 - (1) 景観の構造化
 - (2) 景観の類型化
- 2 類型別景観形成計画
 - (1) 景観核
 - (2) 景観軸
 - (3) ゾーン景観
 - ①姫路城周辺景観形成ゾーン → **(削除)**
 - ②歴史的町並み景観形成ゾーン
 - ③住宅地景観形成ゾーン
 - ④田園集落地景観形成ゾーン . . .
 - (4) 眺望景観

3 姫路城周辺の景観形成 (新設)

第3章 景観形成の推進方策

- 1 基本的な考え方
- 2 施策の展開
 - (1) 市民意識の醸成
 - (2) 景観まちづくりの促進
 - (3) 行政による先導的な景観形成
 - ① 規制・誘導手法の活用
 - ② 広告物の景観形成 (新設)**
 - ③ 公共事業による景観形成 (改定)**
 - ④ 景観重要公共施設の指定 (新設)**
 - ⑤ 関連施策・制度の活用

- [1]姫路城周辺エリアの設定
- [2]重点的に景観形成を図る区域の検討
- [3]行為の制限に関する事項の検討
- [4]眺望景観の保全・向上に関する記載の検討

- [5]屋外広告物に関する記載の充実
- [6]景観重要公共施設の整備に関する記載の検討

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

■改定方針

第2章 景観形成計画

3 姫路城周辺の景観形成（新設）

(1)特性と課題

姫路城を中心とするエリアは、世界文化遺産姫路城をはじめ、龍野町、野里などの歴史的な町並み、男山、景福寺山、船場川などの丘陵や河川、大手前通り、国道2号線などの道路、姫路公園などの公園、五軒邸などの住宅地、大手前通りを中心とする商業業務地など、多様な景観特性を有している。

姫路城は、歴史・文化遺産として貴重であるばかりでなく、姫路に住むことの誇りや親しみ、愛着を育み、本市を象徴する姫路らしい景観を構成する重要な景観要素である。とりわけ、JR姫路駅から大手前通りを通して見る景観は、市民はもとより広く観光客にも親しまれている象徴的な都市景観である。

また姫路城とそれを取り囲む区域は、特別史跡姫路城跡区域及び都市公園区域であり、学校、美術館、歴史博物館等多くの公共施設や内堀、中堀、広いオープンスペース等、城と一体となった豊かな水と緑を有しており、市民の余暇活動や観光の拠点として利用されている歴史的、文化的な雰囲気を持つ本市のシンボルゾーンである。

その周辺には、かつて姫路城の城下町として栄え、今もその歴史と伝統を伝える龍野町、野里などの情趣ある歴史的な町並みが残っている。これらは、姫路城とともに伝統ある本市の個性を象徴するものである。

さらに、五軒邸などの住宅地は、静かで落ち着いた低層の住宅が連なり、良好な住宅地景観を形成している。

また大手前通りに面する地区は、商業業務施設と広い歩道や植栽等が調和した高度の商業業務地景観を形成している。

このように、多様な景観特性を有するこの地区は、姫路城を眺望でき、城と一体となった最も強く「姫路らしさ」を印象づける、いわば本市の顔というべき地区であり、景観形成の上で極めて重要な役割を担っていると同時に、日本が世界に発信する歴史・文化の象徴的な地区である。

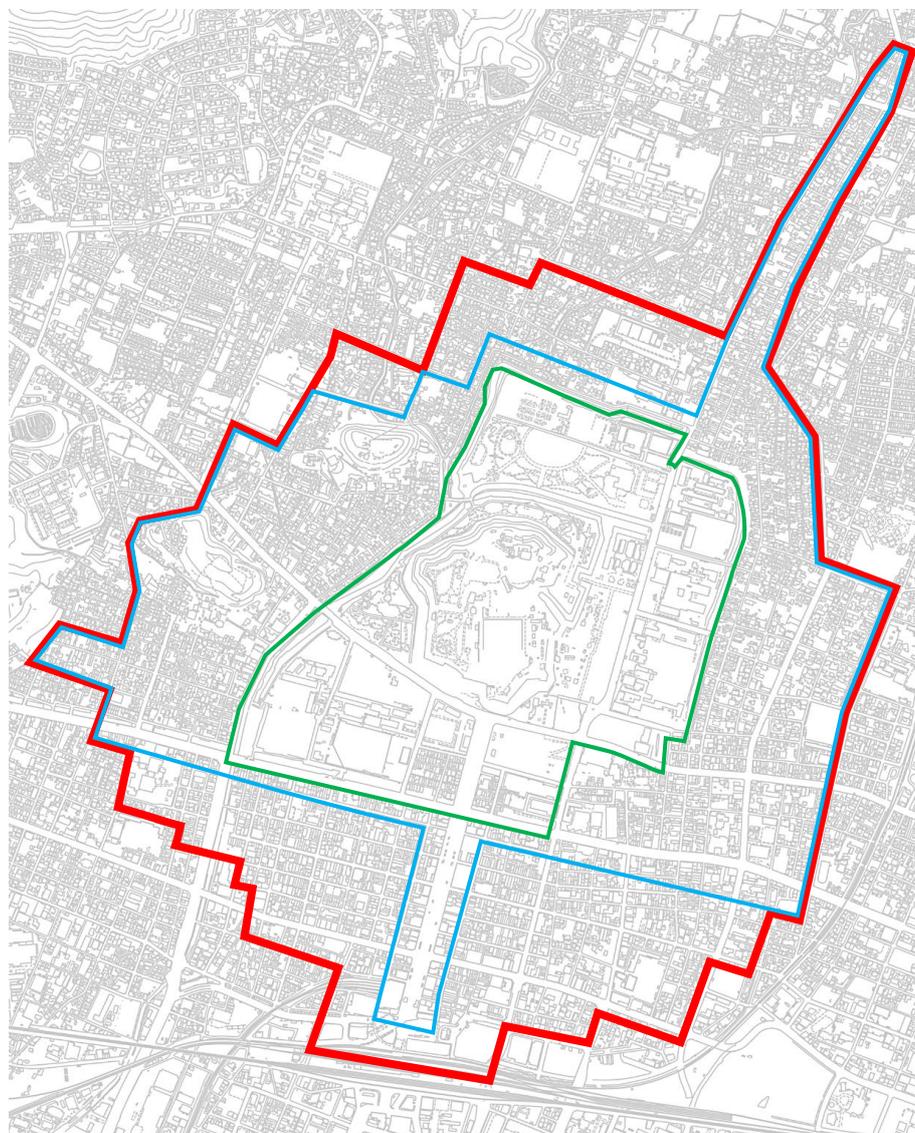
しかし、大規模高層マンションの建築等都市化の進展により、姫路城を望む優れた眺望景観は失われつつあり、歴史的町並みを形成する建築物も老朽化に伴う建て替えが進んでいる。

そのため、姫路城とその周辺の地区を景観上のひとつのまとまりとして、眺望景観、都市軸景観、市街地景観、拠点地景観などの総合的な観点から、重点的に景観形成に取り組むことが望まれる。

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

(2)対象区域

姫路城と一体となって景観形成を図る歴史・文化性及びシンボル性から必要な範囲を基本とし、姫路城周辺地区景観ガイドプランの対象区域を踏襲しつつ、世界文化遺産姫路城バッファゾーン、その他の関連計画との整合を検討し、区域を設定する。



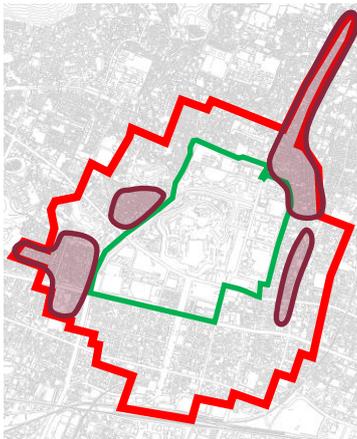
-  姫路城周辺エリア
-  特別史跡姫路城跡
-  バッファゾーン

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

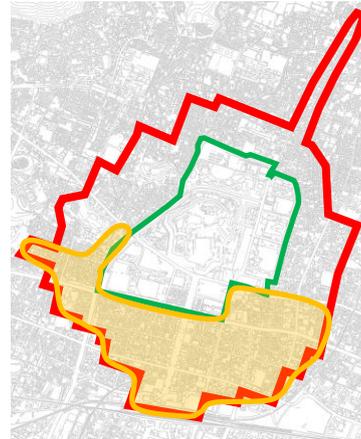
(3) 景観特性に応じた景観形成の基本方針

多様な景観特性を有する姫路城周辺エリアは、地域特性を活かした個性ある景観形成に努めるとともに、全体として姫路城と調和した風格ある景観形成を図る。また姫路城の美しい眺望景観を保全するとともに、姫路城を核とした水と緑のうるおいある優れた景観の保全・育成を図る。

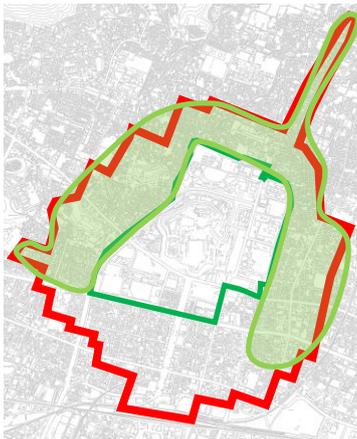
①歴史的町並みは、地域住民の主体的な取組を促し、姫路城の城下町として、伝統と個性のある景観形成に努める。



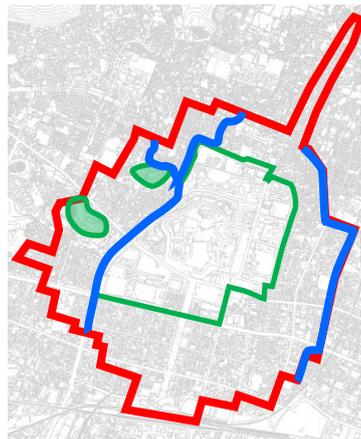
②商業業務地は、本市の顔として風格と個性ある都市機能の充実により、にぎわいと親しみのある景観形成を図る。



③住宅地は、低層を中心とした良好な居住環境の形成を誘導し、美しい町並みの形成を図る。



④丘陵や河川は、水や緑を活かした自然的景観として保全・整備し、市民に親しまれる都市空間の形成に努める。



⑤道路・公園などの公共施設の整備にあたっては、都市景観に配慮し、魅力的で快適な都市空間の創出に努める。

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

(4)景観形成の方策

当該地区は、景観構造の類型化で示したように、都市景観核、景観軸、ゾーン景観、眺望景観など、多様な景観類型により構成されている。多様な地区特性を活かしつつ、姫路城と調和した落ち着きと風格のある景観を形成することが大切である。

① 歴史的町並みの保全・修景

- ・建築物・工作物等の景観誘導（地区計画、高度地区、景観計画による重点地区の指定及び行為の制限等）
- ・歴史的町並みに調和した道路の整備
- ・歴史的建造物の保存・修復
- ・歴史的建造物の保存・活用に対する支援
- ・広告物の規制・誘導
- ・ランドマークとなっている建物や樹木を生かした景観づくり

② 眺望景観の保全・向上

- ・眺望点の確保と広場整備
- ・眺望点からの見通しの確保
- ・姫路城と調和した景観誘導（地区計画、高度地区、景観計画による重点地区の指定及び行為の制限等）
- ・姫路城のライトアップ
- ・広告物の規制・誘導

③ 自然環境の保全・創出

- ・親しみと魅力ある公園・緑地の整備
- ・護岸整備における景観配慮
- ・親水空間の整備
- ・サイクリングロードや散策路の整備
- ・河川沿いの建築物等の景観配慮、敷地緑化
- ・美化の推進

④ 快適な歩行空間の創出

- ・歩道幅員の拡幅整備、舗装材への配慮
- ・ストリートファニチャー等の設置やオープンスペースの確保
- ・街路樹・植栽の適切な維持管理
- ・道路占用物の規制・誘導
- ・街路灯等によるライトアップ
- ・道路標識や電柱架線の整理・統合
- ・無電柱化の推進

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

- ⑤ 魅力ある商業業務地の形成
 - ・建築物・工作物等の景観誘導（地区計画、高度地区、景観計画による重点地区の指定及び行為の制限等）
 - ・広告物の規制・誘導
 - ・ライトアップやオープンカフェ等、都市的魅力を生み出す取り組みの推進
 - ・
- ⑥ 市民の主体的な景観まちづくりへの支援
 - ・表彰・助成制度による支援
 - ・景観まちづくり出前講座の開催
 - ・景観タウンウォッチング等の開催
 - ・都市景観形成市民団体の認定と活動支援
 - ・都市景観アドバイザーの派遣
 - ・
- ⑦ 観光・レクリエーションの促進
 - ・観光イベント等と連携したにぎわい景観の誘導
 - ・文化・交流施設等の回遊性の向上
 - ・

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

第3章 景観形成の推進方策

2 施策の展開

(3)行政による先導的な景観形成

②広告物の景観形成（新設）

本市では、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的として、平成8年に「姫路市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物行政を展開してきた。

1 基本的事項

屋外広告物は景観形成上重要な要素であることから、建築物や工作物に関する行為の制限と併せて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定める。特に都市景観形成地区、風景形成地域及び歴史的町並み景観形成地区においては、地域の特性を踏まえた表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定める。

2 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1)市域全域（都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域を除く）

市域全域においては、姫路市屋外広告物条例によるとともに、都市美、自然美を損なわないように周囲の環境に調和したものとする。特に規模の大きい屋外広告物については周辺に与える突出感や違和感を軽減するものとする。

(2)都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域

都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域においては、姫路市屋外広告物条例によるとともに、各区域の景観形成の目標や方針に基づき、建築物との一体感を図り、地域の特性と整合・調和のとれたものとする。

3 屋内から屋外に向けて表示する広告物の設置に関する事項

屋外広告物法に基づく屋外広告物は、屋外に表示する広告物が対象であるが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も屋外広告物と同様の効果・目的を有しているため、屋外と屋内の広告物を一体的に規制誘導し、より良い広告景観の形成を目指す。

姫路市都市景観形成基本計画 改定方針

③公共事業による景観形成（改定）

道路や橋梁、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素のひとつであり、都市景観の形成に大きな影響を与えるとともに、地域の顔としての先導的な役割が期待される。公共施設の整備や管理は、それぞれの地域の特性に配慮しながら、重点的に景観形成を図ることが重要である。

市民が日常的に利用する公共施設においては、その使い方が多様化し、計画、設計、維持管理を多様な主体が担う近年の動向をふまえて、より柔軟で活発な利用を可能にし、持続的に維持管理されるなかで、地域のシンボルとして愛着をもたれるパブリックスペースとなるための仕組みを考慮する。

○取り組み例

- ・デザイン事前協議制度の活用
- ・景観デザインマニュアル、都市環境照明ガイドライン、公共サインガイドラインの活用
- ・ウォークブル推進計画、無電柱化推進計画など関連施策との連携の強化
- ・国、県など関係機関等の景観に係る協議体制の充実など連携の強化
- ・庁内関連部署との連携の強化、職員向け研修や勉強会の実施

④景観重要公共施設の指定（新設）

道路、河川、公園、港湾などの公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものについては、当該施設の管理者と協議し、同意を得た上で、「景観重要公共施設」に指定し、整備に関する事項や占用等の許可基準を定め、先導的な景観形成を進める。

○指定方針

- ・姫路市の景観を特徴づける良好な景観の主要な構成要素となっている公共施設
- ・重点的に景観の形成を図る区域の景観の主要な構成要素となっている公共施設
- ・主要な眺望点となっている公共施設